

別表（第3条、第6条関係）

種目	障害及び程度	性能	耐用年数及び上限額
特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年 154,000円
特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害1級で常時介護を要する者（身体障がい児の場合は、2級を含む。）、重度若しくは最重度の知的障がい者（児）又は寝たきりの状態にある難病患者等。児童は、原則として3歳以上の者	褥瘡 ^{じよくそう} を防止し、又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年 19,600円
特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障害1級で常時介護を要する者又は自力で排尿できない難病患者等。児童は、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年 67,000円
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者。児童は、原則として3歳以上の者	障がい者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年 82,400円
体位変換器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上で下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者又は寝たきりの状態にある難病患者等。児童は、原則として3歳以上の者	介助者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年 15,000円
移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者等。児童は、原則	介護者が障がい者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴	4年 159,000円

	として3歳以上の者	うものを除く。	
訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童で原則として3歳以上のもの	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	5年 33,100円
訓練用ベッド	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の児童又は下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者等。原則として学齢児以上のもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年 159,200円
入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障害者又は難病患者等で入浴に介助を必要とする者。児童は、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年 90,000円
便器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は常時介護を要する難病患者等。児童は、原則として学齢児以上の者	障がい者等が容易に使用し得るもの(手すりを付けることを要する難病患者等。児童は、原則として学齢児以上の者)	8年 4,450円
歩行補助つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者	T字状・棒状のつえ	3年 3,150円
移動・移乗支援用具	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者又は下肢が不自由な難病患者等。児童は、原則として3歳以上の者	おおむね次に掲げる性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 (1) 障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	8年 60,000円
頭部保護帽	平衡機能若しくは下肢若し		3年

	くは体幹機能障害者、知的障害者（児）又は精神障害者で転倒により頭部を強打するおそれのあるもの		スポンジ及び革が主材料のもの 15,656円 スポンジ、革及びプラスチックが主材料のもの 37,852円 価格は、オーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイドについては、価格の80%の範囲内の額とする。
特殊便器	上肢障害2級以上の者又は上肢機能に障がいのある難病患者等。児童は、原則として学齢児以上の者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年 151,200円
火災警報器	身体障害等級2級以上、療育手帳A以上又は精神障害1級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年 15,500円
自動消火器	身体障害等級2級以上、療育手帳A以上若しくは精神障害1級以上の者又は難病患者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年 28,700円
電磁調理器	視覚障害2級以上の者（視覚障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年 41,000円
歩行時間延長 信号機用小型	視覚障害2級以上の者。児童は、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年 7,000円

送信機	者		
聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の者（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年 87,400円
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者。児童は、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年 51,500円
ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者で必要と認められるもの又は呼吸器機能に障がいのある難病患者等。児童は、原則として学齢児以上の者	障がい者等が容易に使用し得るもの	5年 36,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障がい者で必要と認められるもの又は呼吸器機能に障がいのある難病患者等。児童は、原則として学齢児以上の者	障がい者等が容易に使用し得るもの	5年 56,400円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者等が容易に使用し得るもの	10年 17,000円
視覚障がい者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）。児童は、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年 9,000円
視覚障がい者用体重計	視覚障害2級以上の者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年 18,000円
音声血圧計	視覚障害2級以上の者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年 12,000円

	れに準ずる世帯に限る。)		
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な 難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタ リングすることが可能な機 能を有し、難病患者等が容易 に使用し得るもの	5年 157,500円
自家発電機又は外部バッテリー	在宅での生命の維持に必要な 機器を使用している障がい者等	機器の稼働に必要な電力を 供給できるものであって、障 がい者等又は介護者が容易 に使用し得るもの	5年 100,000円
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能 障害者又は肢体不自由者で 発声・発語に著しい障害を有 するもの。児童は、原則とし て学齢児以上の者	携帯式で、言葉を音声又は文 章に変換する機能を有し、障 がい者等が容易に使用し得 るもの	5年 98,800円
情報・通信支援用具	上肢障害2級以上又は視覚 障害2級以上の者	障がい者向けのパーソナル コンピュータ周辺機器又は アプリケーションソフト	5年 100,000円
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の者	文字等のコンピュータの画 面情報を点字等により示す ことのできるもの	6年 383,500円
点字器	視覚障がい者(児)		標準型 7年 真 ^{ちゅう} 鋤製 10,712円 プラスチック製 6,798円 携帯用 5年 アルミニウム製 7,416円 プラスチック製 1,699円
点字タイプライター	視覚障害2級以上の者(本人 が就労若しくは就学してい るか又は就労が見込まれる 者に限る。)	視覚障がい者が容易に使用 し得るもの	5年 63,100円
視覚障がい者用ポータブル	視覚障害2級以上の者。児童 は、原則として学齢児以上の	音声等により操作ボタンが 知覚又は認識でき、かつ、	6年 85,000円

レコーダー	者	DAISY 方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障害 2 級以上の者。児童は、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6 年 99,800 円
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者（児）で本装置により文字等の情報を得ることが可能になるもの。児童は、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は音声で読み上げるもの	8 年 198,000 円
暗所視支援眼鏡	視覚障がい者又は視覚に障がいのある難病患者等で、本装置により日常生活における行動範囲及び社会参加の機会が拡大するもの。児童は原則として学齢児以上の者	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの	8 年 395,000 円
視覚障がい者用時計	視覚障害 2 級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10 年 触読式 10,300 円 音声式 13,300 円
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいをもつる者に著しい障がいをもつる者でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの。児童は、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者等が容易に使用できるもの	5 年 71,000 円
聴覚障がい者	聴覚障がい者で本装置によ	字幕及び手話通訳付きの聴	6 年

用情報受信装置	りテレビの視聴が可能になるもの	覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	88,900円
人工喉頭	喉頭摘出者		笛式 4年 5,150円 電動式 5年 72,203円
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者（児）	点字により作成された図書	点字図書
人工内耳体外装置	人工内耳体外装置を装着している聴覚障がい者（児）で、現に装用している当該装置が5年以上経過しているもの	人工内耳用音声信号処理装置、マイクロホン、送信コイル、送信ケーブル、マグネット及び接続ケーブル等で、聴覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。ただし、医療保険適用となるものを除く。	5年 1,000,000円
人工内耳用電池	人工内耳体外装置を装着している聴覚障がい者（児）	人工内耳機器に対応し得る電池（使い捨て・空気亜鉛・充電式等）	月額2,000円
ストーマ装具	腸管の切除又は ^{ぼうこう} 膀胱の切除によって肛門からの排便又は膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工肛門又は人工膀胱を ^{せつ} 設け排泄を行っている者		消化器系 月額8,858円 尿路系 月額11,639円
紙おむつ等	3歳以上の者で次の各号のいずれかに該当するもの (1) 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺	紙おむつ等の分類 紙おむつ サラシ ガーゼ	月額12,000円

	<p>の皮膚の著しいびらん若しくはストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない者、先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害若しくは高度の排便機能障害のある者又は先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの</p> <p>(2) 脳性麻痺等脳源性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの</p>	<p>脱脂綿 洗腸装具</p>	
収尿器	<p>脊髄損傷等による排尿障害（特に、失禁のある場合）により、収尿器を必要とする者</p>		<p>1年 男性用普通型 7,931円 男性用簡易型 5,871円 女性用普通型 8,755円 女性用簡易型 6,077円</p>
居宅生活動作補助用具	<p>下肢若しくは体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者で障害等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の</p>	<p>給付対象者が現に居住する住宅（借家の場合は、家主の承諾を必要とする。）において、障がい者等の移動等を円滑にする用具で、設置に次いで、掲げる小規模な住宅改修を伴うものとする。</p> <p>(1) 手すりの取付け</p>	<p>200,000円 給付については、申請者1人につき1回とする。</p>

<p>者)又は下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者等。児童は、原則として学齢児以上の者</p>		<p>(2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修</p>	
--	--	--	--

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 「聴覚障がい者用屋内信号装置」には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。
- 3 「点字図書」については、給付対象者1人につき、年間6タイトル又は24巻を限度とする(ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。)